

平成26年第2回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年4月11日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年4月11日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第54号から議案第57号まで
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第56号、議案第57号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第54号、議案第55号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第54号から議案第57号まで
- 日程第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第56号、議案第57号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第54号、議案第55号

追加日程 議長の辞職

追加日程 議会選第1号

追加日程 副議長の辞職

追加日程 議会選第2号

追加日程第1 議席の一部変更

追加日程第2 発議案第1号

追加日程第3 諸般の報告

追加日程第4 議会選第3号

追加日程第5 議案第60号

出席議員（24名）

1番	山	田	伸	之	君	2番	荒	井	眞	理	君
3番	駒	形	信	雄	君	4番	渡	辺	慎	一	君
5番	坂	下	善	英	君	6番	大	森	幸	平	君
7番	笠	井	正	信	君	8番	中	川	直	美	君

9 番	大	澤	祐 治 郎	君	1 0 番	金	田	淳	一	君
1 1 番	浜	田	正 敏	君	1 2 番	中	川	隆	一	君
1 3 番	岩	崎	隆 寿	君	1 4 番	中	村	良	夫	君
1 5 番	村	川	四 郎	君	1 6 番	佐	藤		孝	君
1 7 番	金	光	英 晴	君	1 8 番	猪	股	文	彦	君
1 9 番	金	子	克 己	君	2 0 番	祝		優	雄	君
2 1 番	竹	内	道 廣	君	2 2 番	加	賀	博	昭	君
2 3 番	近	藤	和 義	君	2 4 番	根	岸	勇	雄	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	甲	斐	元	也	君	副 市 長	金	子		優	君
教 育 長	小	林	祐	玄	君	総合政策監	池	町		円	君
会計管理者	原	田	道	夫	君	総務課長	計	良	孝	晴	君
総合政策課長	渡	辺	竜	五	君	行政改革長	本	間		聡	君
世界遺産推進課長	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	計	良	隆	弘	君	交通政策長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課長	後	藤	友	二	君	農林水産課長	山	本	雅	明	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	大	橋	幸	喜	君
両津病院院長	小	路		昭	君	選挙管理委員会事務局長	小	林	泰	英	君
監査委員局長	菊	地		誠	君	農業委員会事務局長	長		敏	宏	君
消防次長	中	川	義	弘	君	危機管理幹事	坂	田	和	三	君
契約管理幹事	伊	藤	浩	二	君	庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君

国
か
推
進
主
幹
營
い
幹

北 嶋 富 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 調 査 長
係

源 田 俊 夫 君
齋 藤 壮 一 君

事務局次長
議事調査係

中 川 雅 史 君
太 田 一 人 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回佐渡市議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、4番、渡辺慎一君及び6番、大森幸平君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

今臨時会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る4月9日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

会期の決定の後、市長の発言があります。これは、本臨時会において予定されていた人事案件が諸般の事情により本日上程できないことになったため、市長よりこのことに関する発言がなされるものであります。市長の発言の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、各常任委員会の審査に入ります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告等を行い、一旦休憩した後、日程を追加して正副議長の選挙を行います。次いで、新議長のもと追加日程として正副議長選挙の結果に伴う議席の一部変更、発議案による新たな特別委員会の設置、新たな委員の指名等を行い、最後に後期高齢者医療広域連合議員の選挙及び監査委員の選任を行います。

報告は以上であります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

○議長（祝 優雄君） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。

議案第58号及び議案第59号の佐渡市教育委員会委員の任命につきましては、２名のうち１名の方から辞退の申し出があったことから、本日の臨時会での提案は見送ることといたしました。今後早急に候補者を決定をし、その段階で改めてこの２議案を提案したいと考えておりますので、どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で市長の発言は終わりました。

日程第３ 議案第５４号から議案第５７号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第３、議案第54号から議案第57号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成26年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が平成26年３月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定に基づく専決処分により佐渡市税条例の一部を改正いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。主な内容は、固定資産税における公害防止用設備等の設置に係る課税標準の特例措置を講ずるなどの改正を行うものであります。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年３月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定に基づく専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金など課税額及び介護納付金課税額に係る高所得者層を対象としました課税限度額を引き上げるもの、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第８号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ５億8,583万5,000円を追加し、予算総額を577億8,603万円とする補正予算を地方自治法第179条第１項の規定により専決処分しましたので、同条第３項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。補正内容は、歳入では地方交付税や地方譲与税

などの確定に伴う増減額を予算計上し、歳出では後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に 5 億 8,583万5,000円を積み立てるものであります。

議案第57号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,099万4,000円を追加をし、予算総額を458億1,099万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では諸収入に西浦漁業集落から市に返還される離島漁業再生支援交付金返還金1,465万7,000円を予算計上し、歳出では国、県への返還金に1,099万4,000円を予算計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結します。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど議案の上程理由について市長のほうから話があったわけですが、国の法改正に伴って限度額の引き上げで中間層の軽減と、それともう一つは5割と2割の部分が拡充をされるということで、聞いていると国保税が今でも払いたくても払えないような状況がある中で、非常に拡充されるように聞こえるわけなのですが、具体的にはどの程度の軽減がされるということになりますか。

○議長（祝 優雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

軽減ですが、ご存じのとおり国民健康保険税は本算定をしないと正確な数字は出せませんが、現在の数字に置きかえてこの改正規定を適用した場合、総体的に本年度の軽減額で、全体で約2,300万円が軽減されることになります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 軽減される部分でいうと、この前の議員全員協議会でも説明がありましたが、400世帯あたりが拡充の部分で軽減されるということなのだけれども、全世帯の42%ぐらいが国保に加入をされていて、世帯数でいうと全体で5,500ぐらいが軽減対象になると思うのです。つまり何言いたいかというと、国保に約1万世帯いて、そのうちの半分の世帯が軽減対象になる。今ほどの答弁だと、2,300万程度がその部分でされるのだけれども、結果として残りの48%、47%の世帯にとってはかえって負担が強くなるのではないのでしょうか、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

今議員おっしゃられたとおり、3月現在の国保世帯数は1万120世帯でございます。そのうち26年度に

7割、5割、2割軽減の対象となる世帯数につきまして、およそ5,500世帯と見込んでおります。ただ、この保険基盤安定による保険税の軽減をした場合は、その分については一般会計から繰入れをします。ですから、従来軽減されている方以外については、本算定で所得税等で課税をしてみないと、具体的にその均等割、平等割については今現在幾らになるということは申し上げられませんが、負担増につながるとは考えてはおりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これで最後ですが、先ほど軽減される分は2,300万円分がふえるということのようなのだけれども、これは国も財源措置するというふうに言っているのですが、これは丸々来るというふう理解していいのかが1点。

もう一点は、結果的にあなた方が限度額を引き上げて張りつけるといっても、その人数そのものが少ないから、焼け石に水ではないけれども、本体の国保税そのものを引き下げない限り負担軽減には私はつながらないと思うのですが、本算定ではないから、はっきりしたことは言えないのしょうけれども、その辺どうなのか。

もう一点は、先ほど市長が言ったのだけれども、こういった国でさえ大変だから、低所得者層は軽減しなければいけないというのだから、佐渡の場合は低所得者層が多いのだから、ここにやっぱり市の独自の視点あるいは施策も入れて私は検討していく必要があると思うのですが、そういったことは検討されていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

まず、先ほど言いました軽減される額につきましては、現在一般会計からの繰入金につきましては、その繰入れた額の4分の3を県が負担することになっております。残りの4分の1は市が負担するというところで、この方法につきましては従来どおり変わりません。ただ、これ以外に保険基盤安定の中で保険者支援分というのがございますが、この算定が今後変更されていくので、低所得者を多く抱える保険者にとってはある程度優遇されるということになっております。

また、今現在ですが、法定で認められております軽減は7割、5割、2割ということでございますが、それ以外の軽減については、現在のところ私のほうでは考えてはおりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ちょっと難しい質問をする。いきなりやるとかわいそうだから、国民健康保険税条例の一部改正する条例の新旧表で質問します。

これは、後期高齢者にとっては大事なところなので、国民健康保険税の減額というところの記述についてお尋ねをする。改正前のものについては、第11条の第2号、ここにはこうなっております。「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）」と、こうなっております。それを新しいところでは、「33万円に被保険者」というところは同じなのです。その次の「（当該納税義務者を除く。）」という部分が削られておる。それから、その下の「世帯所属者（当

該納税義務者を除く。)」と、これも丸括弧の部分が削られておる。これは、どういう意味を持つのかということについてお尋ねをしたいのです。

以上。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

まず、第11条の第2号でございますが、これは5割軽減を規定しているものでございます。この5割軽減につきましては軽減対象から、複数世帯の場合、その算定対象となる被保険者のうち世帯主を除くことになっております。つまり2人被保険者の場合は、1人しか算定対象としないということになっておりますが、この改正ではこの算定対象に世帯主を含むということで、今までは2人世帯の場合は1人しか算定にならなかったものが2人対象となって、所得の基準額が上がるということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 1人だったものを2人も認めるぞと、こういうことだから、それはそれでよろしい。

ただ、3号行きますと、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につきというのが旧の説明では1人に35万円を加算した金額と、こうなっている。それを今度は45万ということで、10万円上げるということになるわけだ。そうすると、具体的な問題として、現象としてこれがどのようにあらわれるのかということについてご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

あくまで一例でございますが、給与収入で3人世帯の場合ですが、現条例でございますと35万円の算定基準額に対して3人ですから、給与収入で223万円までの方が2割軽減の対象となります。ところが、今回これを10万円引き上げたことによって、給与収入で266万円までの方が2割軽減の対象となるということで、所得額にしまして43万円上がったということになります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結します。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結します。

議案第57号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第57号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩します。

午前 10時23分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（祝 優雄君） ここで、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 本会議場におきまして、冒頭「離島漁業再生支援交付金に係る「使途不明金」の返還について」というワンペーパーをお配りをいたしましたところでございますが、その資料の内容につきまして一部不適切な表記がございました。おわびを申し上げたいと思っております。なお、農林水産課長よりその箇所についてどこに問題があったのかということについて説明をさせますので、よろしくひとつお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 午前中に配付いたしました資料につきまして訂正がございました。大変申しわけありませんです。

お手元の使途不明額のところの事務委託費でございます。この第2期の82万5,000円が既に事業費の6%から不明額の40万8,000円を差し引いた額を計上させていただいておりますが、改めて6%の額を上げさせていただきまして、そこから1期分、2期分を差し引いたトータル145万3,000円が事務委託費、これが不正に使われていましたので、返還の対象となるということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 日程第4……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 課長、他人事のように間違っておったから、訂正しましたではあなた、この場合いかないのだよ。市長が、少なくとも佐渡市の責任者が本会議においてこれを配付したわけだ。すると、さきに配った文書はどういうことになるの。それをあなたはまず市長と相談した上で撤回をして、そして新しく修正した案を皆さんにお配りをしなければならぬ。そういう行為を、あなたは謝罪をしていない。市長も同じだ。人ごとのような答弁をやっておる。だから、私いつも市長に言うのは、あなたはガバナンスが弱いというのはそこなのだ。市長にこんな文書を持っていったのは一体誰だ。持っていった責任者が

市長、かくかくしかじかで、こうだから、これはこういう説明をやってくださいよ、たくさんあるのですから、市長もあまたあるので、目通さなければならぬところも落としておくこともたくさんあるでしょう。そういう習慣をあなた方職員につけてもらいたい、そういう努力をしてもらいたいというのが私ども議会の議員の願いなのです。きょう祝議長最後の花道のときにわざわざこれ取り上げてやってくれましたけれども、本来なら市長の答弁も間違っておる、課長の答弁も間違っておる。では、前の資料はあなた方に返さぬよ。これをまちに持って帰ってみんなまくよ。そんないいかげんなことをやるなということを言っておる。もう一回答弁あったら言ってください。

○議長（祝 優雄君） 市長、答えますか。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 午前中に配付をさせていただきましたこのペーパーでございますが、私も今聞いたわけでありまして、委員会におきましてこの事務費が6%ということを備考欄に書いてありながら、これが6%になっていないということについてご指摘があった、そういうことをお聞きをいたしたわけでありまして。その段階で、これについてはこれこれ、こういうわけで差し引いてここに載付けたということをお聞きをいたしたわけでありまして。したがって、本来ならばそういうことではなくて、この82万5,000円のところに線を引いて123万3,000円というものを下に書いてあるわけでありまして、本来ならば82万5,000円というものではなくて、123万3,000円というものにして、先ほどのものは撤回させていただきたい、これについては差しかえていただきたいというのが本来の筋で、具体的にはどこにそれが問題であったのかということをお聞きをいたしたというのが正しい方向だとは思っておりますが、大変申しわけございませんでした。以後気をつけてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長は詳細を説明しますか。

説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

今ほどの市長の説明にもありましたけれども、単純な私どものほうの事務費の計算ミスでございます。それと、差額につきましては、248万9,000円が事務費の合計額、ここから通常の事務委託費の使途不明金62万8,000円、それから40万8,000円を差し引いた額をきちんと差し引きまして事務費として計上させていただくべきところではございました。それをせずに資料のほうを提出させていただきましたということで、非常に皆様にはご迷惑をおかけいたしました。大変申しわけありませんでした。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 課長、一々言葉の言質をとる、私そういうことできないのだ。ところが、あなたは素直に私どもの配付した資料は完全にミスでございましたと言えればいいのを単純な間違いでありました、そんな言葉が職員の責任者の言う言葉か。市長はわからぬよ、こんなもの。市長にこういうことが見つかったので、けさ配ったものについて市長、よくありませんが、祝議長に言って壇上で謝ってくれと、そして撤回させてくれと、こういうことをあなたは言わなければならない。単純な計算、引き算ぐらい俺もできるよ。そういうことが職員の習慣になるのだと俺言うの。だから、甲斐さんは少し職員教育が甘過ぎる。こんな問題が起きたから、撤回では済まぬですよ。私が佐和田町におったときに、佐和田町の住民

課長が児童の措置費の間違い計算をやった。課長から一発で平に降格させた優秀な町長がおります。そのぐらいの厳しさというものをあなた方は常々持たなければ、これはもう市長は幾つ命があってもたまらぬし、それからあなたがそういう単純ななんていう受け方しておれば、また同じことを繰り返しますよ。もう同じことはやらぬように以後気をつけるという戒めも含めて私はあなたに申し上げておる。理解できましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） よく理解できました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） このままだと、何かいかにもこれは後から気がついて直したというふうに議事録に残ります。我が産業建設常任委員会としては、それは黙っては見過ごすことのできない事実であります。今大澤君は、訂正したことについてまかりならぬという発言をしておりますが、これは事務当局において発見したものではないのです。我が産業建設常任委員会が誤りであるということを指摘して直したのだ。答弁は要らぬけれども、何か途中で執行部のほうで気がついて直したのだとか、そういうふうな議事録になってしまうのを私はきっちりと決着つけておかなければならぬと思って議事進行の発言をしておるわけでありまして。今直された部分というのは、我が産業建設常任委員会が指摘をしてこの資料を書き直させたのだということを議事録に残すために議事進行で発言をしました。特に答弁は要りません。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第56号、議案第57号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第54号、議案第55号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、平成25年度佐渡市一般会計予算について、地方交付税及び地方譲与税等の額の確定等に伴い、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億8,583万5,000円を追加し、予算総額を577億8,603万円とする補正予算を本年3月31日付で専決処分したことについて承認を求めるものであります。審査の結果、可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,099万4,000円を追加し、予算総額を458億1,099万

4,000円とするものであります。主な内容は、西浦漁業集落に交付された離島漁業再生支援交付金の使途不明金に関する国、県への返還金を計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。意見。産業建設常任委員会。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、離島漁業再生支援事業について、当該経費は西浦漁業集落における離島漁業再生支援交付金の使途不明金に関する国、県の返還金を計上するものであるが、これを教訓として今後再発防止に向け、関係機関を指導するよう厳重に注意する。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 市民厚生常任委員会に付託をいただきました委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告をいたすものであります。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）であります。本案は、平成26年3月31日に公布された改正地方税法において固定資産税における公害防止用設備等の設置に係る課税標準の特例措置に関する規定が改められたこと等に伴い、佐渡市税条例の一部改正を同日付で専決処分をしたことについて、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、可決すべきものとして決定をいたしました。意見。附則第10条の3に規定する固定資産税の減額は、改正耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画が策定されないと適用を受けることができないものである。よって、当該計画を早期に策定するよう求める。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）であります。本案は、平成26年3月31日に公布された改正地方税法施行令において国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたこと及び軽減対象となる世帯の所得基準が緩和されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。審査の結果、可決すべきものとして決定をいたしました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時04分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（岩崎隆寿君） 再開します。

追加日程 議長の辞職

○副議長（岩崎隆寿君） ご報告いたします。休憩中議長、祝優雄君から議長の辞職願が提出されました。

よって、議長が決まるまでの間私が議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件については祝優雄君自身は除斥の対象となりますが、既に退場されております。

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（源田俊夫君） それでは、議長から出されました辞職願を朗読させていただきます。

平成26年4月11日、佐渡市議会副議長様、佐渡市議会議長、祝優雄。

辞職願。今般一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

祝優雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、祝優雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

祝優雄君の入場を許可いたします。

〔24番 祝 優雄君入場〕

追加日程 議会選第1号

○副議長（岩崎隆寿君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。

議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は24名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。それでは、これより投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号により順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（岩崎隆寿君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、浜田正敏君及び13番、中村良夫君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（岩崎隆寿君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票中、根岸勇雄君 12票

猪股文彦君 8票

金田淳一君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

よって、根岸勇雄君が議長に当選されました。

ただいま当選された根岸勇雄君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

根岸勇雄君の発言を求めます。

根岸勇雄君、登壇願います。

〔議長 根岸勇雄君登壇〕

○議長（根岸勇雄君） ご紹介いただきました根岸でございます。一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

ただいまは、議員各位のご賛同をいただき、議長の大役を仰せつかりました。身の引き締まる思いでございます。見たとおり浅学非才の身ではございますけれども、残された２年間、大変厳しい２年間になろうかと思いますが、全身全霊、不偏不党の精神で力の限り頑張る所存でございます。今後とも職員、議員の皆さんより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（岩崎隆寿君） ここで、私は根岸議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。
暫時休憩します。

午後 ３時１６分 休憩

午後 ３時１９分 再開

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

追加日程 副議長の辞職

○議長（根岸勇雄君） ご報告いたします。休憩中副議長、岩崎隆寿君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件については岩崎隆寿君自身は除斥の対象となりますが、既に退場されております。

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（源田俊夫君） それでは、副議長からお預かりいたしました辞職願を朗読させていただきます。

平成26年４月11日、佐渡市議会議長様、佐渡市議会副議長、岩崎隆寿。

辞職願。今般一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） お諮りします。

岩崎隆寿君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、岩崎隆寿君の副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

岩崎隆寿君の入場を許可いたします。

〔23番 岩崎隆寿君入場〕

追加日程 議会選第2号

○議長（根岸勇雄君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。

副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は24名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（根岸勇雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（根岸勇雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号により順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（根岸勇雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（根岸勇雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番、村川四郎君及び16番、金光英晴君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（根岸勇雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、有効投票中、近藤和義君 13票

浜田正敏君 9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

よって、20番、近藤和義君が副議長に当選されました。

ただいま当選された近藤和義君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

近藤和義君の発言を求めます。

近藤和義君、登壇願います。

〔副議長 近藤和義君登壇〕

○副議長（近藤和義君） 近藤和義でございます。ただいま多数のご推挙を賜りまして、御礼を申し上げます。

任期はあと2年なのですが、佐渡市にとってもこの2年間は将来を左右する大変重要な2年間だと認識をしております。佐渡市の発展のためと市民の幸せのために、議長を補佐して一生懸命頑張りたい、そういうふうに考えております。どうか皆さんからのご指導を賜りますように心からお願いを申し上げます。

一言御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（根岸勇雄君） ここで休憩します。

午後 3時31分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

日程の追加

○議長（根岸勇雄君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第5までを追加し、順次議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第5までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（源田俊夫君） それでは、お手元の資料に基づきまして、変更になりました議席番号、氏名を読み上げさせていただきますと思います。敬称につきましては、省略させていただきたく存じます。

13番 岩 崎 隆 寿
15番 村 川 四 郎
17番 金 光 英 晴
19番 金 子 克 己
23番 近 藤 和 義

14番 中 村 良 夫
16番 佐 藤 孝
18番 猪 股 文 彦
20番 祝 優 雄
24番 根 岸 勇 雄

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） お諮りします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読されたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時57分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 発議案第1号

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第2、発議案第1号 庁舎整備等特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔13番 岩崎隆寿君登壇〕

○13番（岩崎隆寿君）

発議案第1号

庁舎整備等特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年4月11日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	〃	浜 田 正 敏
	〃	竹 内 道 廣
	〃	金 子 克 己
	〃	近 藤 和 義
	〃	中 川 直 美

庁舎整備等特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

庁舎整備等特別委員会

2 付託事件

(1) 本庁舎建設に関すること

(2) 支所・行政サービスセンターの整備に関すること

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上であります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第3、議会人事に係る諸般の報告をいたします。

まず、常任委員、議会運営委員及び議会報編集特別委員から委員の辞職願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

次に、後任の常任委員、議会運営委員及び議会報編集特別委員並びに新たに設置された庁舎整備等特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付した資料のとおり指名いたしました。これより、その氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（源田俊夫君） それでは、常任委員、議会運営委員及び特別委員の氏名につきまして朗読させていただきます。敬称のほうは、省略させていただきます。

総務文教常任委員

荒井 眞 理

中 川 直 美

岩 崎 隆 寿

佐 藤 孝

猪 股 文 彦

竹 内 道 廣

近 藤 和 義

根 岸 勇 雄

市民厚生常任委員

駒 形 信 雄

大 森 幸 平

金 田 淳 一

中 川 隆 一

村 川 四 郎

金 子 克 己

祝 優 雄	加 賀 博 昭	
産業建設常任委員		
山 田 伸 之	渡 辺 慎 一	坂 下 善 英
笠 井 正 信	大 澤 祐 治 郎	浜 田 正 敏
中 村 良 夫	金 光 英 晴	
議会運営委員		
大 澤 祐 治 郎	岩 崎 隆 寿	中 村 良 夫
村 川 四 郎	佐 藤 孝	金 子 克 己
祝 優 雄		
議会報編集特別委員		
荒 井 眞 理	渡 辺 慎 一	笠 井 正 信
中 川 直 美	金 田 淳 一	村 川 四 郎
金 子 克 己	加 賀 博 昭	
庁舎整備等特別委員		
山 田 伸 之	駒 形 信 雄	笠 井 正 信
中 川 直 美	大 澤 祐 治 郎	金 光 英 晴
祝 優 雄	近 藤 和 義	

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開をいたします。

休憩中各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（源田俊夫君） それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに副委員長につきまして朗読いたします。

総務文教常任委員会委員長	佐 藤 孝
副委員長	荒 井 眞 理
市民厚生常任委員会委員長	加 賀 博 昭
副委員長	大 森 幸 平
産業建設常任委員会委員長	中 村 良 夫
副委員長	渡 辺 慎 一
議会運営委員会委員長	岩 崎 隆 寿
副委員長	村 川 四 郎
議会報編集特別委員会委員長	金 田 淳 一

副委員長 中 川 直 美
庁舎整備等特別委員会委員長 大 澤 祐治郎
副委員長 笠 井 正 信

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

追加日程第4 議会選第3号

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第4、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行うこととし、その指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に加賀博昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました加賀博昭君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました加賀博昭君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された加賀博昭君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

追加日程第5 議案第60号

○議長（根岸勇雄君） 追加日程第5、議案第60号 佐渡市監査委員の選任について議題といたします。

なお、本案については中川隆一君が除斥の対象となるわけではありますが、既に退場されております。それでは、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第60号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、佐渡市監査委員、根岸勇雄氏が平成26年4月7日をもって辞職したので、その後任として中川隆一氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第60号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成26年第2回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

前 議 長 祝 優 雄

前 副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 渡 辺 慎 一

署 名 議 員 大 森 幸 平